

鳥取市庁舎整備に関する 住民投票条例検討会（第16回）

日 時：平成24年3月22日（木）

午後1時～

場 所：本庁舎6階 第1会議室

1 開 会

2 協議事項

- ・鳥取市庁舎整備に関する住民投票条例（試案）について

3 そ の 他

4 閉 会

鳥取市庁舎整備に関する住民投票条例第2条第1項に規定する選択肢についての関連情報（たたき台）

比較項目		第1号案＜旧市立病院跡地への新築移転＞	第2号案＜現本庁舎の耐震改修及び一部増築＞
概要	要	- 旧市立病院跡地に、地上6階建ての新庁舎を建設する。 - 新庁舎は、耐震安全性の高いユニバーサルデザインに配慮した構造とする。 - 敷地内に平面駐車場と広場を設ける。	- 現本庁舎の6階建て部分は、耐震改修を行うとともに、建物本体については現状維持を基本とするが、設備(空調・給排水等)について一部改修を施す。2階建て部分を取り壊す。 - 敷地内に地上5階・地下1階(駐車場)建ての新第2庁舎を増築する。 - 敷地内に半地下駐車場とその上部に広場を設ける。
	位置	鳥取市幸町71他(旧市立病院跡地)	鳥取市尚徳町116番地(現本庁敷地)
本庁舎整備	延床面積	新庁舎：約23,500㎡	改修後の本庁舎：約5,900㎡、新第2庁舎：約4,380㎡
	耐震工法	設計段階で決定	現本庁舎は免震工法、新第2庁舎は設計段階で決定
	駐車場	屋外平面駐車場：200台	半地下・屋外平面駐車場：150台
	建設費概算	約74.8億円(設計・監理費約2.7億円含む)	約 億円
	工期	約1年半	約 年
財源	源	合併特例債：約69.8億円、国庫補助金：約0.7億円、基金：約4.3億円	合併特例債：約 億円、防災対策事業債：約 億円、 国庫補助金：約 億円、基金：約 億円 【合併特例債発行期限が平成26年度末から平成31年度末へ延長となった場合】 合併特例債：約 億円、国庫補助金：約 億円、基金：約 億円
	合併特例債の市の実質返済額	20年間で約24.6億円(1年あたり約1.2億円)	20年間で約 億円(1年あたり約 億円) 【合併特例債発行期限が平成26年度末から平成31年度末へ延長となった場合】 20年間で約 億円(1年あたり約 億円)
本庁体制		3庁舎(新庁舎、駅南庁舎、下水道庁舎)	7庁舎(本庁舎、新第2庁舎、駅南庁舎、下水道庁舎、福祉文化会館、文化センター、さざんか会館)

【参考】□建設費はあくまでも概算であり、今後、設計の段階で精査されます。

□建設費の範囲は、庁舎工事に直接関係するものに限定しており、周辺工事、仮庁舎、仮庁舎、仮庁舎、仮庁舎等の経費は含まれていません。

□両案とも、耐震性の不足している現第2庁舎の使用は前提としていません。

□建設費概算について、第1号案の新庁舎及び第2号案の新第2庁舎とも、耐震工法を免震構造とした場合で算出しています。

□第2号案では、着工に先立ち、文化財調査が必要となります。

鳥取市庁舎整備に関する住民投票条例第2条第1項に規定する選択肢についての関連情報（たたき台）

比較項目		第1号案＜旧市立病院跡地への新築移転＞	第2号案＜現本庁舎の耐震改修及び一部増築＞
概 要		・旧市立病院跡地に、地上6階建ての新庁舎を建設する。 ・新庁舎は、耐震安全性の高いユニバーサルデザインに配慮した構造とする。 ・敷地内に平面駐車場と広場を設ける。	・現本庁舎の6階建て部分は、耐震改修を行うとともに、建物本体については現状維持を基本とするが、設備(空調・給排水等)について一部改修を施す。2階建て部分を取り壊す。 ・敷地内に地上5階・地下1階（駐車場）建ての新第2庁舎を増築する。 ・敷地内に半地下駐車場とその上部に広場を設ける。
	本 庁 舎 整 備		
位 置	鳥取市幸町71 他（旧市立病院跡地）	鳥取市尚徳町116 番地（現本庁敷地）	
延 床 面 積	新庁舎：約23,500㎡	改修後の本庁舎：約5,900㎡、新第2庁舎：約4,380㎡	
耐 震 工 法	設計段階で決定	現本庁舎は免震工法、新第2庁舎は設計段階で決定	
駐 車 場	屋外平面駐車場：200 台	半地下・屋外平面駐車場：150 台	
建 設 費 概 算	約74.8 億円（設計・監理費約2.7 億円含む）	約20.8 億円（設計・監理費約8 千万円含む）	
工 期	約1 年半	約2 年	
財 源	合併特例債：約69.8 億円、国庫補助金：約0.7 億円、基金：約4.3 億円	合併特例債：約17.6 億円、国庫補助金：約2.1 億円、基金：約1.1 億円	
合併特例債の市の実質返済額	20 年間で約24.6 億円（1 年あたり約1.2 億円）	20 年間で約6.2 億円（1 年あたり約0.3 億円）	
本 庁 体 制	3 庁舎（新庁舎、駅南庁舎、下水道庁舎）	7 庁舎（本庁舎、新第2 庁舎、駅南庁舎、下水道庁舎、福祉文化会館、文化センター、さざんか会館）	

【参考】□建設費はあくまでも概算であり、今後、設計の段階で精査されます。

□建設費の範囲は、庁舎工事に直接関係するものに限定しており、周辺工事、仮庁舎、仮駐車場等の経費は含まれていません。

□両案とも、耐震性の不足している現第2庁舎の使用は前提としていません。

□建設費概算について、第1号案の新庁舎及び第2号案の新第2庁舎とも、耐震工法を免震構造とした場合で算出しています。

□第2号案では、着工に先立ち、文化財調査が必要となります。

鳥取市庁舎整備に関する住民投票条例第2条第1項に規定する選択肢についての関連情報（たたき台）

比較項目		第1号案<旧市立病院跡地への新築移転>	第2号案<現本庁舎の耐震改修及び一部増築>
概要	要	- 旧市立病院跡地に、地上6階建ての新庁舎を建設する。 - 新庁舎は、耐震安全性の高いユニバーサルデザインに配慮した構造とする。 - 敷地内に平面駐車場と広場を設ける。	- 現本庁舎の6階建て部分は、耐震改修を行うとともに、建物本体については現状維持を基本とするが、設備(空調・給排水等)について一部改修を施す。2階建て部分を取り壊す。 - 敷地内に地上5階・地下1階(駐車場)建ての新第2庁舎を増築する。 - 敷地内に半地下駐車場とその上部に広場を設ける。
	本庁舎整備		
位置		鳥取市幸町71他(旧市立病院跡地)	鳥取市尚徳町116番地(現本庁敷地)
延床面積		新庁舎：約23,500㎡	改修後の本庁舎：約5,900㎡、 新第2庁舎：約4,380㎡(地上：約3,650㎡・地下：約730㎡)
耐震工法		設計段階で決定	現本庁舎は免震工法、新第2庁舎は設計段階で決定
駐車場		屋外平面駐車場：200台	半地下・屋外平面駐車場：150台
建設費概算		約74.8億円(設計・監理費約2.7億円含む)	約20.8億円(設計・監理費約0.8億円含む)
工期		約1年半	約2年
財源		合併特例債：約69.8億円、国庫補助金：約0.7億円、基金：約4.3億円	合併特例債：約17.6億円、国庫補助金：約2.1億円、基金：約1.1億円
合併特例債の市の実質返済額		20年間で約24.6億円(1年あたり約1.2億円)	20年間で約6.2億円(1年あたり約0.3億円)
本庁体制		3庁舎(新庁舎、駅南庁舎、下水道庁舎)	7庁舎(本庁舎、新第2庁舎、駅南庁舎、下水道庁舎、福祉文化会館、文化センター、さざんか会館)

【参考】□建設費はあくまでも概算であり、今後、設計の段階で精査されます。

□建設費の範囲は、庁舎工事に直接関係するものに限定しており、周辺工事、仮駐車場等の経費は含まれていません。

□耐震性の不足している現第2庁舎の使用は前提としていません。

□建設費概算について、第1号案の新庁舎及び第2号案の新第2庁舎とも、耐震工法を免震構造とした場合で算出しています。

□第2号案では、着工に先立ち、文化財調査が必要となります。

鳥取市庁舎整備に関する住民投票条例第2条第1項に規定する選択肢についての関連情報（たたき台）

比較項目		第1号案＜旧市立病院跡地への新築移転＞	第2号案＜現本庁舎の耐震改修及び一部増築＞
概要	位置	鳥取市幸町71他（旧市立病院跡地）	鳥取市尚徳町116番地（現本庁敷地）
	延床面積	新庁舎：約23,500㎡	改修後の本庁舎：約5,900㎡、 新第2庁舎：約4,380㎡（地上：約3,650㎡・地下：約730㎡）
本庁舎整備	耐震工法	設計段階で決定	現本庁舎は免震工法、新第2庁舎は設計段階で決定
	駐車場	屋外平面駐車場：200台	半地下・屋外平面駐車場：150台
	建設費概算	約74.8億円（設計・監理費約2.7億円含む）	約20.8億円（設計・監理費約0.8億円含む）
	工期	約1年半	約2年
	財源	合併特例債：約69.8億円、国庫補助金：約0.7億円、基金：約4.3億円	合併特例債：約17.6億円、国庫補助金：約2.1億円、基金：約1.1億円
本庁体制	合併特例債の市の実質返済額	20年間で約24.6億円（1年あたり約1.2億円）	20年間で約6.2億円（1年あたり約0.3億円）
	本庁体制	3庁舎（新庁舎、駅南庁舎、下水道庁舎）	7庁舎（本庁舎、新第2庁舎、駅南庁舎、下水道庁舎、福祉文化会館、文化センター、さざんか会館）

【参考】□第1号案、第2号案とも、平成26年度中の整備完了を前提としています。

□建設費はあくまでも概算であり、今後、設計の段階で精査されます。

□建設費の範囲は、庁舎工事に直接関係するものに限定しており、周辺工事、仮駐車場等の経費は含まれていません。

□耐震性の不足している現第2庁舎の使用は前提としていません。

□建設費概算について、第1号案の新庁舎及び第2号案の新第2庁舎とも、耐震工法を免震構造とした場合で算出しています。

□第2号案では、着工に先立ち、文化財調査が必要となります。